大田区地域包括支援センター職員の配置基準の変更について

１　変更理由

　　社会情勢の変化に応じ、地域包括支援センター職員として適切な人材をより確保しやすくするため。

２　変更内容

　　下記新旧対照表のとおり

新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 大田区地域包括支援センター運営業務委託仕様書（職員の配置基準）第１条　２　第１項第６号及び第７号の職員の従事形態は、原則として非常勤とする。この場合において、「非常勤」とはセンター業務に従事する時間数が１週につき24時間以上35時間未満であることをいう（以下同じ。）。なお、常勤職員１名の配置をもって、非常勤職員２名の配置に替えることができる。 | 大田区地域包括支援センター運営業務委託仕様書（職員の配置基準）第１条　２　第１項第６号及び第７号の職員の従事形態は、原則として非常勤、かつ、専任とする。この場合において、「非常勤」とはセンター業務に従事する時間数が１週につき24時間以上35時間未満であることをいう（以下同じ。）。なお、常勤職員１名の配置をもって、非常勤職員２名の配置に替えることができる。 |